

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	宅地以外の土地を管理する者の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 7 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 土地区画整理法第 4 条第 1 項の土地区画整理事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合には、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更又は建築行為等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 76 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法施行令第 70 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 許可基準 建築行為等の許可について申請があったときは、次の基準に基づき可否を決定し、その旨当該申請者に通知するものとする。 (1) 事業に支障がないと認められる場合 (2) その他町長が止むを得ないと認める場合</p> <p>2. 建築行為等の限度 建築行為等の許可をする場合の規模等の限度は次によるものとし、当該規模等の程度は個別に認定する。ただし、既に仮換地の使用収益が開始されている場合はこの限りでない。 (1) 階数が 2 以下のもの (2) 地下を有しないもの (3) 主要構造部が木造、鉄骨造又はプレハブ構造等の簡易組立式構造等のもの (4) 建築物等の移転及び仮換地の使用収益に際し支障等を生じない土地の形質の変更 (5) 前各号に抛り難い場合が生じたときは、その都度建築行為等の限度を別途認定する。</p> <p>3. 許可条件 建築行為等の許可をする場合において、事業の施行上必要があると認めるときは条件を付することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	建築物等の移転又は除却の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 77 条第 7 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 77 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次の 1、2、4 又は 1、3、4 の条件を満たしていること。</p> <p>1. 施行者が次のいずれかの場合において、建築物等の移転・除却を行う必要があること（土地区画整理法第 77 条第 1 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 98 条第 1 項の規定により、仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合 ・法第 100 条第 1 項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合 ・公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合 <p>2. 施行者が土地区画整理法第 77 条第 2 項に定める通知及び照会の手続きを行ったが、建築物等の所有者及び占有者に、自ら移転又は除却する意思がないこと。</p> <p>3. 施行者の過失がなく建築物等の占有者を確知することができないときで、土地区画整理法第 77 条第 4 項及び第 5 項に定める公告手続を行ったこと。</p> <p>4. 次の期限を経過した後であること。</p> <p>(1) 2 の場合においては、移転・除却する旨を建築物等の所有者及び占有者に対して通知している相当の期限</p> <p>(2) 3 の場合においては、当該公告で定めた相当の期限</p> <p>(3) (1)、(2) の場合においてさらに、住居として使用されている建築物の場合は、相当の期限は 3 か月を下ってはならない。ただし、以下のものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物置、ガレージその他これらに類するものの移転、若しくはひさし、屋外階段その他これらに類するものについて行う除却 ・土地区画整理法第 76 条の規定により、町長の許可を受けていない建築物又は除却を命じているもの、若しくはその旨が公告されたもの
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	90 日

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	移転、除却の際の建築物等の使用許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 77 条第 8 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 77 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次の 1、2、4 又は 1、3、4 の条件を満たしていること。</p> <p>1. 施行者が次のいずれかの場合において、建築物等の移転・除却を行う必要があること（土地区画整理法第 77 条第 1 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 98 条第 1 項の規定により、仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合 ・法第 100 条第 1 項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合 ・公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合 <p>2. 施行者が土地区画整理法第 77 条第 2 項に定める通知及び照会の手続きを行ったが、建築物等の所有者及び占有者に、自ら移転又は除却する意思がないこと。</p> <p>3. 施行者の過失がなく建築物等の占有者を確知することができないときで、土地区画整理法第 77 条第 4 項及び第 5 項に定める公告手続を行ったこと。</p> <p>4. 次の期限を経過した後であること。</p> <p>(1) 2 の場合においては、移転・除却する旨を建築物等の所有者及び占有者に対して通知している相当の期限</p> <p>(2) 3 の場合においては、当該公告で定めた相当の期限</p> <p>(3) (1)、(2) の場合においてさらに、住居として使用されている建築物の場合は、相当の期限は 3 か月を下ってはならない。ただし、以下のものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物置、ガレージその他これらに類するものの移転、若しくはひさし、屋外階段その他これらに類するものについて行う除却 ・土地区画整理法第 76 条の規定により、町長の許可を受けていない建築物又は除却を命じているもの、若しくはその旨が公告されたもの
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	90日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	標識の移転、除却等の承諾
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 81 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 81 条第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>何人も、第三百条第四項の公告がある日までは、前項の規定により設けられた標識を施行者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくはき損してはならない。</p> <p>土地区画整理事業の施行に必要な測量を行い、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するのに支障がないかどうかによる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日